

国土交通省告示第 号

T_d 、 $B_{d,i}$ 、安全限界変位、 T_s 、 $B_{s,i}$ 、 F_h 及び G_s を計算する方法並びに屋根ふき材等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十七号）の一部を改正する件

T_d 、 $B_{d,i}$ 、安全限界変位、 T_s 、 $B_{s,i}$ 、 F_h 及び G_s を計算する方法並びに屋根ふき材等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十七号）の柱書中「第五号並びに第七号」を「第五号、第七号並びに第八号」に改め、第七の次に次のように加える。

第八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項に規定する土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物にあつては、建築基準法施行令第八十條の三ただし書の場合を除き、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類に応じ、それぞれ平成十三年国土交通大臣告示第 号第一第二号イから八まで、第二第二号イ及びロ又は第三第二号イ及びロの規定によること。

附 則

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。